

序 章 これまでの施策をふまえた新たな景観計画の必要性

台東区には、第1部で述べてきたとおり、上野や浅草などの東京を代表する地域をはじめ、由緒ある寺社や四季折々の風物、近代建築物や隅田川・神田川の自然、それらの川に架かる橋りょうなどの歴史的資産などに恵まれており、この町に暮らす人々の多彩な想いを集積し、個性ある生活空間を形成してきました。その一方で、昭和から平成にかけての経済成長に合わせて個性的な建築物や看板等が増加し、景観資源周辺においても奇抜な建築が増えてきています。

台東区では、平成14年11月に台東区景観まちづくり条例を策定、平成15年3月に台東区景観基本計画を策定し景観行政を進めてきました。これらの取り組みは、一定の評価は得られるものの区民や来街者からの期待に充分に応えたものとはなっていません。第2部では、まず、台東区がこれまで行ってきた取り組みの成果を検証し、平成18年6月に定められた台東区都市計画マスタープランなどの上位計画や台東区新観光ビジョン・環境基本計画などの関係計画をふまえ、台東区に「行ってみたいくなる」「住みたいくなる」「住み続けたいくなる」など、台東区への愛着や文化・歴史を醸成する原動力となり、区民が誇りを持てる景観形成の取り組みを定めます。

第2部では、第1部で明確になった施策の内容を踏まえ、景観法に基づく景観施策の具体的な取り組みを明確にします。

目 標 像

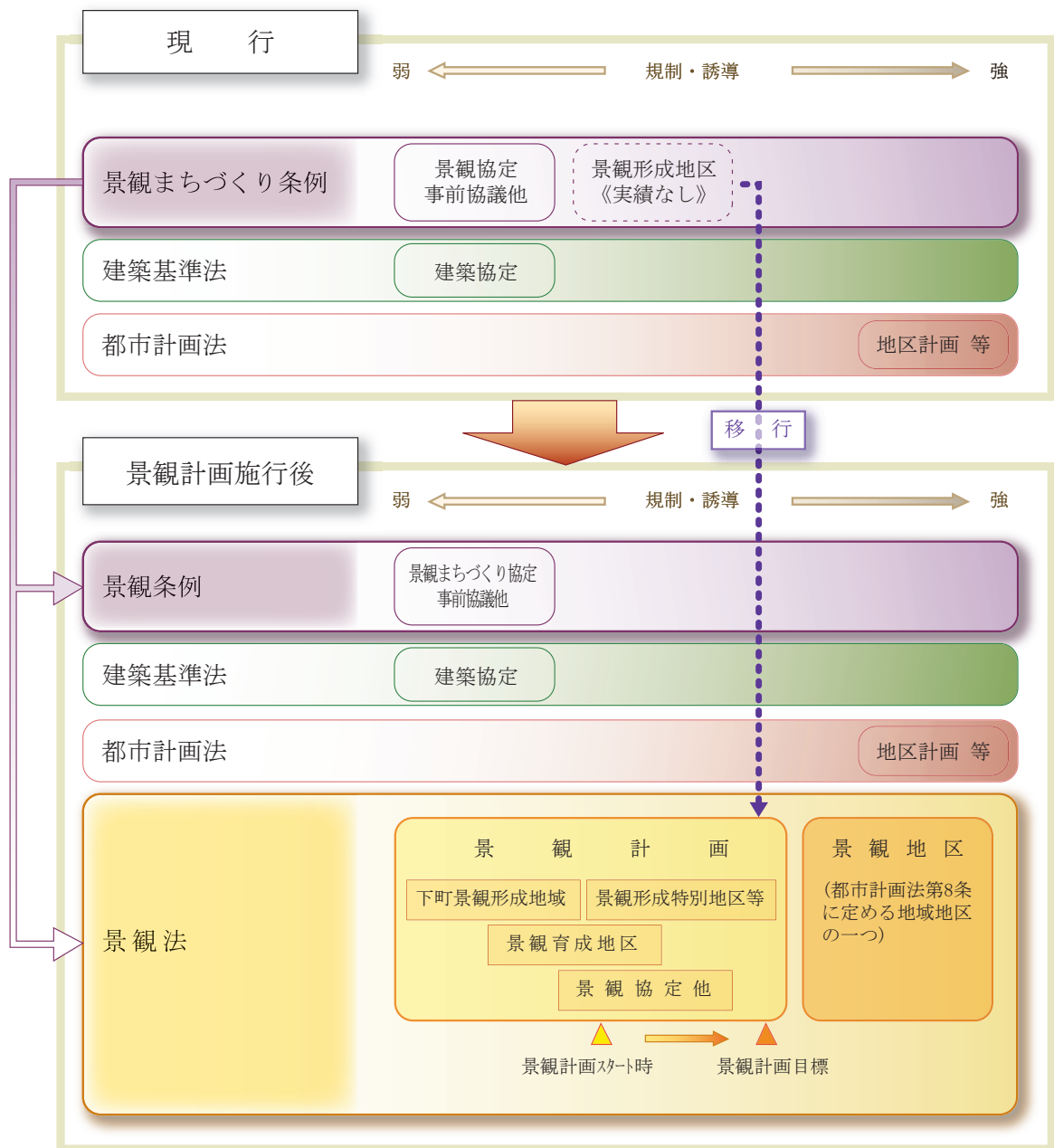
「思い出を守り、思い出を生み出す」

～台東区の優れた景観を守ります～
～台東区らしい新たな景観を創出します～
～新旧調和のとれた景観を育みます～

1. 台東区が新たに景観計画を策定する目的

これまで、台東区の区域では景観法による東京都の景観行政と条例による台東区の景観行政の二重行政となっております。これを一元化するとともに、段階的に景観形成に取り組める制度の構築を図ります。また、台東区の個性を際立てて行くため、重点的かつ戦略的な施策推進が必要と考え「台東区の景観を特徴付けている軸を活かした景観形成」「台東区の個性を高める地域での先行的な景観形成」「豊富で多種多様な景観資源の保全・活用による景観形成」「特定眺望景観の保全による景観形成」の4項目を台東区の重点景観施策として、メリハリのある景観施策を展開していきます。

■景観制度手法移行イメージ



■ 景観形成地区別規制・誘導イメージ

